

令和 3 年 3 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和3年3月第2回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 4 号	令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第17号）
議第 5 号	令和2年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
議第 6 号	令和2年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議第 7 号	令和2年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第 8 号	令和2年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第 9 号	令和2年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）
議第10号	令和2年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
議第11号	令和3年度 人吉市一般会計予算
議第12号	令和3年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第13号	令和3年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第14号	令和3年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第15号	令和3年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第16号	令和3年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第17号	令和3年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第18号	令和3年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第19号	人吉市奨学金給付条例の制定について
議第20号	人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
議第21号	人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
議第22号	人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議第23号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第24号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議第25号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議第26号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第27号	人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
議第28号	人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 29 号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 30 号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 31 号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 32 号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 33 号 人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 34 号 人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について
- 議第 35 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 36 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報第 1 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 報第 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第 19 号	人吉市奨学金給付条例の制定について
議第 20 号	人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
議第 21 号	人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
議第 22 号	人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議第 23 号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 24 号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 25 号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 26 号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第 27 号	人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
議第 28 号	人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
議第 29 号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 30 号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 31 号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 32 号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 33 号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 34 号	人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について
議第 35 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉市奨学金給付条例

(目的)

第1条 この条例は、向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して学費（以下「奨学金」という。）を給付し、その能力に応じた教育を受ける機会を与え、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学生)

第2条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校に在学し、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。以下同じ。）が人吉市内に1年以上居住していること。
- (2) 経済的な理由により修学が困難と認められること。
- (3) 受給前に在学した学校における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上の者若しくはそれに相当する者又は特定の分野における能力が卓越している者で、学校長の推薦する者であること。
- (4) 保護者に、市税等の滞納がないこと。
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構等から同種の奨学金、給付金等を支給されていないこと。

(奨学金の給付)

第3条 奨学金の給付額は、次のとおりとする。ただし、入学時祝金として1回のみの給付とする。

(1) 高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に進学する者 50,000円

(2) 専修学校（専門課程）又は大学に進学する者 200,000円

2 前項の奨学金は、人吉市奨学基金条例（昭和39年人吉市条例第7号）の規定に基づく基金をもって充てる。

(奨学生の数)

第4条 奨学生の数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に進学する者 年10人以内

(2) 専修学校（専門課程）又は大学に進学する者 年5人以内
(願書)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、規則で定める願書を保護者と連署し、所属する学校長の推薦書を添えて、人吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(決定)

第6条 奨学生は、人吉市奨学生選考委員会の選考を経て、教育委員会が決定する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

経済的理由により修学困難な者に対して進学に係る費用の一部を給付することによって、学ぶ意欲を支えるとともにその能力に応じた教育を受ける機会を与え、もって有用な人材を育成することを目的とした給付型奨学金制度を設けるため、新たに条例を制定するものである。

議第 20 号

人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例

人吉市奨学基金条例（昭和 39 年人吉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「貸与」の次に「及び給付」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

人吉市奨学金給付条例の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第21号

人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

人吉市奨学金貸与条例（平成5年人吉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3年」を「1年」に改める。

第6条、第9条及び第11条中「各号の1」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

奨学金を受ける者の要件の改正その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第22号

人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例

人吉市奨学生選考委員会条例（平成27年1月1日人吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例第4号」の次に「及び人吉市奨学金給付条例（令和3年1月1日人吉市条例第 号）」を加える。

第2条第2号中「貸与」の次に「及び給付」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第3号中「貸与」の次に「及び給付」を加える。

第5条第2項中「代表する」の次に「。また、会議においてはその議長となる」を加える。

第6条第1項中「招集し、その議長となる」を「招集する。ただし、委員長不在の場合は、教育委員会が招集する」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

人吉市奨学金給付条例の制定に伴うものその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第23号

人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

人吉市立学校施設の使用に関する条例（昭和52年人吉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改める。

第6条第3号中「5日前」を「3日前」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

施設名	使用料（1時間につき）			
	区分	一般	高校生以下	冷暖房
人吉西小学 校運動場、大 畑小学校運 動場、西瀬小 学校運動場	夜間照明施設	1,540円	1,230円	
人吉東小学 校体育館、人 吉西小学校 体育館、東間 小学校体育 館、大畑小学 校体育館、西 瀬小学校体 育館、中原小 学校体育館、 第一中学校 体育館、第二 中学校体育 館、第三中学 校体育館	バドミントン コート1面	220円	190円	全館1,760 円
	バレーボール コート1面	270円	240円	
	全面使用	330円 (第一中及び 第二中を除 <。)	280円 (第一中及び 第二中を除 <。)	
		380円 (第一中及び 第二中)	330円 (第一中及び 第二中)	
第一中学校 武道場	剣道場	270円	220円	550円
	柔道場	270円	220円	550円
第二中学校 武道場	剣道場	270円	220円	990円
	柔道場	270円	220円	

第二中学校 卓球場	全面使用 (卓球台 8 台 まで)	880 円	660 円	880 円
	半面使用 (卓球台 4 台 まで)	440 円	330 円	

備考

- 1 高校生以下の者と一般の者が一緒に使用する場合の使用料金区分は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 2 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。
- 3 冷暖房機器（空調機）の使用については、場内のすべての機器を稼働するものとする。また、体育館の冷暖房機器（空調機）を使用する場合は、原則として終日又は半日（4 時間以上）の利用の場合のみ許可するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に学校施設を使用する者の使用料について適用し、同日前に学校施設を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和 2 年 7 月豪雨災害の避難所利用の際に、学校施設に設置された空調機器並びに剣道場及び柔道場について、その使用料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

議第24号

人吉市公民館条例の一部を改正する条例

人吉市公民館条例（昭和60年1月1日人吉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2人吉市大畠校区公民館の部調理室の項を次のように改める。

調理室	550円	220円
-----	------	------

別表第2人吉市東間校区公民館の部調理室の項を次のように改める。

調理室	550円	220円
-----	------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和3年4月1日以後に公民館を使用する者の使用料について適用し、同日前に公民館を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和2年7月豪雨災害の避難所利用の際に、人吉市大畠校区公民館及び人吉市東間校区公民館の調理室に設置された空調機器について、その使用料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

議第25号

人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

人吉市コミュニティセンター条例（昭和60年人吉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2人吉市大畠コミュニティセンターの部調理室の項を次のように改める。

調理室	550円	220円
-----	------	------

別表第2人吉市東間コミュニティセンターの部調理室の項を次のように改める。

調理室	550円	220円
-----	------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和3年4月1日以後にコミュニティセンターを使用する者の使用料について適用し、同日前にコミュニティセンターを使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和2年7月豪雨災害の避難所利用の際に、人吉市大畠コミュニティセンター及び人吉市東間コミュニティセンターの調理室に設置された空調機器について、その使用料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

議第26号

人吉市体育施設条例の一部を改正する条例

人吉市体育施設条例（平成8年人吉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第7のうち4 冷暖房設備を次のように改める。

4 冷暖房設備

区分	基準額
大アリーナ 1時間につき	11,000円
小アリーナ 1時間につき	1,800円
第1武道場 1時間につき	900円
会議室 控室 幼児体育室 更衣室 各室1時間につき	330円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の別表第7の規定は、令和3年4月1日以後に体育施設を使用する者の使用料について適用し、同日前に体育施設を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和2年7月豪雨災害の避難所利用の際に、スポーツパレス小アリーナ及び第1武道場に設置された空調機器について、その使用料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

人吉市勤労青少年ホーム条例（昭和 49 年人吉市条例第 25 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が
定める条例の特例に関する条例の一部改正)
- 2 平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が
定める条例の特例に関する条例(平成 28 年人吉市条例第 26 号)
の一部を次のように改正する。
第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

（提案理由）

人吉市勤労青少年ホームの所期の目的が果たされ、令和 2 年度を
もって廃止するため、条例を廃止するものである。

議第28号

人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例

人吉市敬老祝金条例（平成8年人吉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを次のように改める。

（受給対象者）

第5条 祝金は、第2条に定める受給資格を満たす者のうちから市長が受給対象者を決定し、当該対象者に人吉市敬老祝金支給対象通知書を交付する。

（支給の決定）

第6条 前条の通知を受けた者が祝金の支給を受けようとするときは、申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書兼請求書を受理したときは、当該提出者について支給を決定するものとする。

（未支給祝金の支給）

第7条 前条の支給の決定者が、支給の決定後に死亡した場合においてその者に支給すべき祝金（以下「未支給祝金」という。）を支給していないときは、これをその遺族に支給する。

第9条第1項第2号中「で死亡した者と同一世帯に属する者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

敬老祝金の受給対象者への通知、支給の申請、決定までの事務手続を効率化するため、条例の一部を改正するものである。

人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

人吉市介護保険条例（平成12年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「38,900円」を「36,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「58,400円」を「54,900円」に改め、同項第4号中「70,100円」を「65,900円」に改め、同項第5号中「77,900円」を「73,200円」に改め、同項第6号中「93,500円」を「87,900円」に改め、同項第7号中「101,200円」を「95,200円」に改め、同項第8号中「116,800円」を「109,800円」に改め、同項第9号中「132,400円」を「124,500円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「22,000円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「22,000円」に、「38,900円」を「36,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「22,000円」に、「54,500円」を「51,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第6条の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料から適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条の規定による第1号被保険者の保険料の改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第30号

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第203条」を「第203条・第204条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「介護事業所をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「特定施設をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「介護事業所をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「特定施設をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「福祉施設をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加す

る場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」と「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第56条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについて市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第19条、第33条及び第34条」を「第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催とともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規定をいう。第34条」の次に「第1項」を加え、「従業者」という。）と、第34条を「従業者」という。）と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「この場合において、第34条」を「この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項中「できるものとする」を「できる。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」に改める。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「この場合において、第34条」を「この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項中「できるものとする」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改

める。

第 87 条中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 100 条第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 101 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第 117 条第 1 項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 108 条中「第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条」を「第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条から第 41 条まで」に改め、「関する規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 59 条の 13 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 110 条第 1 項中「（宿直勤務を除く。）をいう」の次に「。以下の項において同じ」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び

深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができます。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする」に改める。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「この場合において、第34条」

を「この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設介護従業者」と」を加える。

第151条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第151条第3項を次のとおり改める。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号まで及び同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加える。

第158条第6項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加え、同項第3号中「防止のための研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号④中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号④中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、④ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号④中a及びbを削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看

護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13」の次に「第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第203条を第204条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の2、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則に次の10条を加える。

(虐待の防止に係る経過措置)

第14条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12(新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第15条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のた

めの措置に係る経過措置)

第16条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新条例第59条の2の3、第59条の16、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第17条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第18条 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第180条第1項第1号ア^(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第19条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の第180条第1項第1号ア^(イ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

第20条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第21条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3（新条例第189条において準用する場合を含む。）中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とす

る。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第22条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第23条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条・第92条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「（第44条第7項）」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする。

第27条第1項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定め

る者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項を次のように改める。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）」を加える。

第44条第6項の表を次のように改める。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老	介護職員
---	--	------

	人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)(以下この表において「指定事業所等」という。)又は介護医療院	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

第44条第7項中「(以下)の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業

計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「、第28条の2、第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)」に改め、「関する規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「除く。)をいう)」の次に「。以下この項において同じ)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣

が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項を次のように改める。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「に関する規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第91条を第92条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則に次の4条を加える。

(虐待の防止に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第80条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要

事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第32号

人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条・第37条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この号におい

て「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第36条を第37条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第36条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第36条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則に次の3条を加える。

(虐待の防止に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新条例第36条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第36条において準用する場合を含む。）中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例

第21条の2（新条例第36条において準用する場合を含む。）中
「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施
しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うも
のとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のた
めの措置に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例

第23条の2（新条例第36条において準用する場合を含む。）中
「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年
厚生労働省令第37号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものであ
る。

人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年人吉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条・第35条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「求めることができる」との次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び

訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条を第35条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」

という。) のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則に次の 3 条を加える。

（虐待の防止に係る経過措置）

第 4 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 5 項及び第 30 条の 2（新条例第 34 条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第 21 条（新条例第 34 条において準用する場合を含む。）中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第 5 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 22 条の 2（新条例第 34 条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第 6 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 24 条の 2（新条例第 34 条において準用する場合を含む。）中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第34号

人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）

第90条第6項の規定に基づく国営川辺川総合土地改良事業（以下「国営事業」という。）に係る負担金等の徴収については、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(負担金の徴収)

第2条 市長は、法第90条第5項の規定により国営事業に要する費用の一部を負担するときは、同条第6項の規定により国営事業によって利益を受ける者でその施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者（以下「受益者」という。）から負担金を徴収する。

(負担金の額)

第3条 前条の規定により市が徴収する負担金の額は、国営事業に要する費用につき法第90条第5項の規定に基づき市が負担する負担金の総額から、市が自ら負担する額を控除し、受益者の受益の度合いに応じて定める額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 市長は、第2条の規定により徴収する負担金を納入通知書により各年度ごとに一括して徴収するものとする。ただし、受益者から申出があり適當と認めるときは、分割して徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、受益者からの申出があったときは、当該受益者に係る前条の負担金の全部又は一部について支払わせることができる。

(負担金の減免及び徴収猶予)

第5条 市長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、第2条の規定により徴収する各年度の負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(特別徴収金の徴収)

第6条 市長は、法第90条の2の規定に基づき、国営事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日以後8年を経過するまでの間に、当該国営事業の目的外の用途に供するため所有権の移転等をした場合又は自ら目的外の用途に供した場合には、その原因となった受益者から特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の特別徴収金の額は、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

土地改良法第90条第6項の規定により、国営川辺川総合土地改良事業に要する費用の一部に関し、受益者から徴収する負担金等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 35 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年人吉市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 17 の項の次に次のように加える。

17-2 市長	人吉市営単独住宅条例（令和 2 年人吉市条例第 42 号）による市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第 2 中 17 の項の次に次のように加える。

17-2 市長	人吉市営単独住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの (6) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223
---------	--	---

号)による被災者台帳の作成に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第2の35の項中「(昭和36年法律第223号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項に基づく個人番号の利用について、新たに事務を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第36号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

多 武 芳 美

令和3年3月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

参考

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意が必要である。

報第 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 2 号 損害の賠償について

（令和 3 年 2 月 9 日専決）

令和 3 年 3 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月9日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和2年6月16日午後9時20分頃、被害者が市道上林中神線を車で走行中、橋の伸縮装置を覆う金属カバーの一部が剥がれ、その金属カバーで右側後部タイヤを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

43,923円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

報第 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 3 号 損害の賠償について
(令和 3 年 2 月 9 日 専決)

令和 3 年 3 月 2 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月9日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和2年7月26日午後2時40分頃、被害者が市道瓦屋山江線をバイクで走行中、路面が剥離し、水たまり状態になっていたポットホールにはまり、転倒した際に左手首の骨折及びバイクを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

244,914円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

